

第9回亀岡市景観審議会開催結果の概要

- 1 開催日時 令和8年3月17日（火） 午前9時30分～11時00分
- 2 開催場所 亀岡市役所 3階 302・303会議室
- 3 出席者
出席委員 7名（五十音順）
石原委員、尾崎委員、小林（晴）委員、小林（正）委員、
永松委員、宗田委員、森本委員
- 4 議事
議案第1号「亀岡市景観計画の変更（案）」について
【屋外広告物（デジタルサイネージ）許可基準の追加】
- 5 報告事項
景観重要建造物の指定検討について
- 6 資料
・委員名簿
・議事次第
※別紙のとおり
- 7 議論内容
・議案第1号「亀岡市景観計画の変更（案）」について
【屋外広告物（デジタルサイネージ）許可基準の追加】

亀岡市景観計画の変更（案）について、市長から亀岡市景観審議会会長へ諮問
→景観計画変更（案）についての異議はなかったが、当該計画（案）に基づく運用
上の詳細事項（ガイドライン）について意見あり。詳細事項について整理した上
で答申することとなった。

- ・報告事項 景観重要建造物の指定検討について
指定候補の建造物の所有者と話をした結果、今回の指定は見送りとなり、今後も
引き続き所有者と話を続けていく旨、報告を行った。

議案第1号「亀岡市景観計画の変更（案）」について

（主な意見）

- ・デジタルサイネージの輝度はどのように判断するのか。機器の仕様書などに書かれているのか。測定するものがあるのか。
- ・（回答概要）機器には最大輝度が設定されており、それを確認（調節）いただくことになる。機器を取り扱っている業者は、輝度の設定に関しては把握されていると想定している。必要となる場合には、機器を用意し今後の運用を行っていく。
- ・基本的には設置する側に立証責任があり、輝度等を示した資料を提出してもらう必要がある。
- ・光害で気になるのはホテルであり、人工の光源、特に漏れる光に影響を受けるため、それはやめていただくよう指導しなければならないと思う。特に自然環境に配慮した場所については、市としてガイドラインをもっと丁寧に運用される必要があると思う。
- ・完全消灯の時間を設けないとすれば、日中でも夜中でも設置してもらっていいということになってしまう。ガイドライン等を考えるときに、場所によって景観に配慮する旨を示すこと、あるいは、そのような実質的な運用指針を持っているかが非常に大事である。

報告事項 景観重要建造物の指定検討について

（主な意見）

- ・亀岡祭にも関わるこの景観を、公共の財産として皆で保持していかないといけないと思う。
- ・補助金に関して、景観に配慮して改修いただく部分については、市民の方にご負担をかけるのは申し訳ないため、景観法の方針では、景観は公共のものであるため、行政の方で国の補助金等を使って補助していく必要があると思う。
- ・景観重要建造物の候補対象の所有者は地域の人々であり、合意形成に1年以上要するという事だと思う。
- ・耐震補強に関して、国の文化財については最優先で考えられているため、景観重要建造物についても、最優先で行っても良いのではないかと。